

大阪労働局発表  
令和7年3月25日

【照会先】

大阪労働局 労働基準部 監督課  
(電話)06(6949)6490

## 労働基準法に違反する長時間労働を複数の事業場で行っていた企業に対し大阪労働局長が指導を実施しました

厚生労働省では、違法な長時間労働を複数の事業場で行っていた社会的に影響力の大きい企業について、都道府県労働局長等から企業の経営幹部に対して全社的な是正を図るよう指導を行った上で、その旨を公表することとしています。

今般、大阪労働局長（局長 志村 幸久）が、以下の企業に対し指導をしましたので、公表します。

### 1 企業名

医療法人徳洲会（本部:大阪市北区）

### 2 違法な長時間労働の実態

労働基準法第32条・第35条に違反し、かつ1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が複数の事業場において認められたもの。

### 3 是正指導の状況

令和7年3月25日、大阪労働局長から、医療法人徳洲会に対し、違法な長時間労働について、理事長主導のもと、本部及びすべての傘下事業場における状況を再度点検し、速やかに全社的な改善措置を講ずるよう、指導書を交付した。

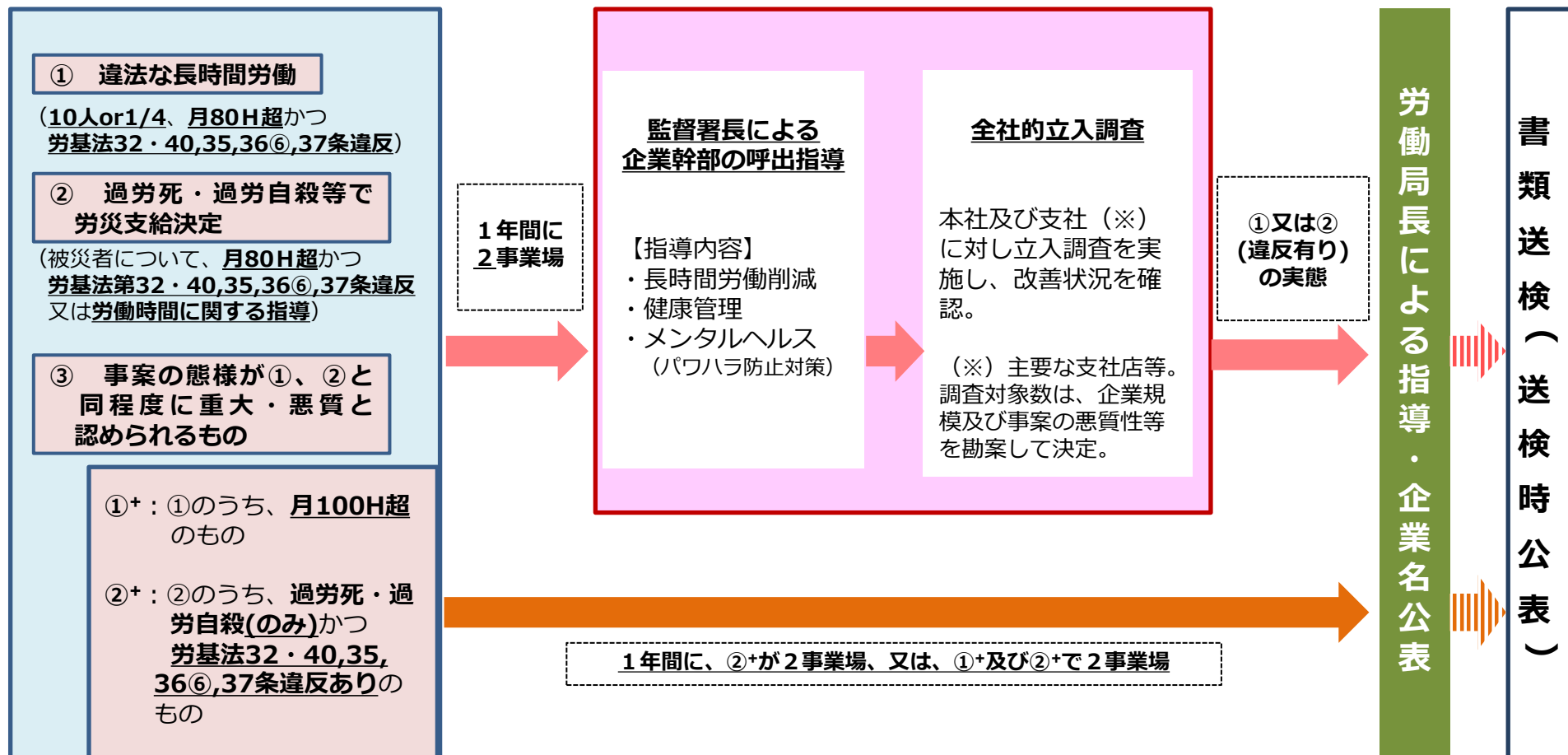
### 4 早期是正に向けた当該企業の取組方針

長時間労働の削減については、本部主導で以下の事項について全社的に取り組む。①毎月開催の経営会議に時間外管理等の報告を求め適正化を図る、②内部監査の実施、③医師の時間外労働の削減（特定行為看護師等の育成に積極的に取り組み、タスクシフトを進める）への取組、④就労管理システムの導入により本部で一元管理。

なお、休日労働に関する協定の未締結、時間外労働に関する協定で定めた手続の未実施などの労務管理の問題について、指導を受けた事業場については既に改善しており、他の事業場でも同様の問題がないかを確認の上、全社的に改善を図る方針。

# 違法な長時間労働等が複数の事業場で認められた企業に対する指導・公表制度について

(複数の事業場を有する大企業が対象)



**① 違法な長時間労働**

(10人or1/4、月80H超かつ  
労基法32・40,35,36⑥,37条違反)

**② 過労死・過労自殺等で  
労災支給決定**

(被災者について、月80H超かつ  
労基法第32・40,35,36⑥,37条違反  
又は労働時間に関する指導)

**③ 事案の態様が①、②と  
同程度に重大・悪質と  
認められるもの**

①+ : ①のうち、**月100H超**  
のもの

②+ : ②のうち、**過労死・過  
労自殺(のみ)かつ**  
**労基法32・40,35,  
36⑥,37条違反ありの**  
もの

1年間に  
2事業場

**監督署長による  
企業幹部の呼出指導**

【指導内容】  
・長時間労働削減  
・健康管理  
・メンタルヘルス  
(パワハラ防止対策)

**全社的立入調査**

本社及び支社(※)  
に対し立入調査を実  
施し、改善状況を確認。

(※) 主要な支社店等。  
調査対象数は、企業規  
模及び事案の悪質性等  
を勘案して決定。

①又は②  
(違反有り)  
の実態

1年間に、②+が2事業場、又は、①+及び②+で2事業場

労働局長による指導・企業名公表

書類送検(送検時公表)

労基法第32・40条違反 : 時間外・休日労働協定(36協定)で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせている  
 労基法第35条違反 : 36協定に定める休日労働の回数を超えて休日労働を行わせている  
 労基法第36条6項違反 : 時間外・休日労働時間数が月100時間以上又は2～6月平均で80時間を超えている  
 労基法第37条違反 : 時間外・休日労働を行わせているにもかかわらず、法定の割増賃金を支払っていない など